



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 間 組 (呼称：ハザマ)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 野 俊 雄
(コード番号 1719 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 田 隆 正
(TEL. 03 - 3588 - 5700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 6 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行にともない、現行定款について、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正、追加および条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更案

変更案の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日(予定)

以 上

旧	新
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の普通株式ならびに第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の定める株式事務取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (条文の記載省略)</p> <p>(第Ⅰ種優先株式)</p> <p>第12条 当社の発行する第Ⅰ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(第Ⅰ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅰ種優先株式を有する株主(以下「第Ⅰ種優先株主」という)または第Ⅰ種優先株式の登録株式質権者(以下「第Ⅰ種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削る)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式ならびに第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (条数の変更。条文は現行どおり)</p> <p>(第Ⅰ種優先株式)</p> <p>第11条 当社の発行する第Ⅰ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(第Ⅰ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅰ種優先株式を有する株主(以下「第Ⅰ種優先株主」という)または第Ⅰ種優先株式の登録株式質権者(以下「第Ⅰ種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株</p>

旧	新
<p>主」という) または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第I種優先配当金」という)を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、第I種優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第48条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(第I種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>③ 1. 当会社の残余財産を分配するときは、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第I種優先株式1株につき4,000円を支払う。</p> <p>2. 第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第I種優先株主の議決権)</p> <p>④ 第I種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第I種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>⑤ 1. 当会社は、法令に定める場合を除き、第I種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当会社は、第I種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>(第I種優先株式の取得請求権)</p> <p>⑥ 第I種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という)中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第I種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</p>	<p>主」という) または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第I種優先配当金」という)を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、第I種優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(第I種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>③ 1. 当会社の残余財産を分配するときは、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第I種優先株式1株につき4,000円を支払う。</p> <p>2. 第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第I種優先株主の議決権)</p> <p>④ 第I種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第I種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>⑤ 1. 当会社は、法令に定める場合を除き、第I種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当会社は、第I種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>(第I種優先株式の取得請求権)</p> <p>⑥ 第I種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という)中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第I種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</p>

旧	新
---	---

<p>(第Ⅰ種優先株式の一斉取得条項)</p> <p>⑦ 1. 前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第Ⅰ種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、第Ⅰ種優先株主に対し、第Ⅰ種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. この場合、当該平均値が、(1)第Ⅰ種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第Ⅰ種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限取得価額で、(2)の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>(第Ⅱ種優先株式)</p> <p>第13条 当社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第12条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先株式)</p> <p>第14条 当社の発行する第Ⅲ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立</p>	<p>(第Ⅰ種優先株式の一斉取得条項)</p> <p>⑦ 1. 前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第Ⅰ種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、第Ⅰ種優先株主に対し、第Ⅰ種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. この場合、当該平均値が、(1)第Ⅰ種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第Ⅰ種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限取得価額で、(2)の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>(第Ⅱ種優先株式)</p> <p>第12条 当社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第11条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先株式)</p> <p>第13条 当社の発行する第Ⅲ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立</p>
---	---

旧	新
---	---

<p>ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第Ⅲ種累積未払配当金」という）は翌事業年度に限り、第Ⅰ種ないし第Ⅳ種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立ち、これを第Ⅲ種優先株主に支払う。</p> <p>3. 第Ⅲ種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株式または普通登録質権者に対して、第Ⅲ種優先配当金と同額にいたるまで剰余金を支払うことができ、さらに残余について剰余金を支払うときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第12条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第15条 当社の発行する第Ⅳ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅳ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅳ種優先株主」という）または第Ⅳ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅳ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅳ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅳ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において、第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に</p>	<p>ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第Ⅲ種累積未払配当金」という）は翌事業年度に限り、第Ⅰ種ないし第Ⅳ種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立ち、これを第Ⅲ種優先株主に支払う。</p> <p>3. 第Ⅲ種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株式または普通登録質権者に対して、第Ⅲ種優先配当金と同額にいたるまで剰余金を支払うことができ、さらに残余について剰余金を支払うときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第11条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第14条 当社の発行する第Ⅳ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅳ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅳ種優先株主」という）または第Ⅳ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅳ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅳ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅳ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において、第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に</p>
--	--

旧	新
<p>対して支払う剰余金の配当の額が第IV種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対しては、第IV種優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>(第IV種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第48条の規定は、第IV種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(第IV種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>③ 1. 当社の残余財産を分配するときは、第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第IV種優先株式1株につき4,000円を支払う。</p> <p>2. 第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第IV種優先株主の取得請求)</p> <p>④ 1. 第IV種優先株主は、当社に対し平成16年8月1日以降、第IV種優先株式の一部または全部の取得を請求することができる。</p> <p>2. 当社は、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第IV種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。</p> <p>3. 当社は、第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。</p> <p>4. 第1項による取得請求の総額が、第2項に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第IV種優先株式を決定する。</p> <p>(第IV種優先株主の議決権)</p> <p>⑤ 第IV種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>対して支払う剰余金の配当の額が第IV種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対しては、第IV種優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>(第IV種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第IV種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(第IV種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>③ 1. 当社の残余財産を分配するときは、第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第IV種優先株式1株につき4,000円を支払う。</p> <p>2. 第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第IV種優先株主の取得請求)</p> <p>④ 1. 第IV種優先株主は、当社に対し平成16年8月1日以降、第IV種優先株式の一部または全部の取得を請求することができる。</p> <p>2. 当社は、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第IV種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。</p> <p>3. 当社は、第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。</p> <p>4. 第1項による取得請求の総額が、第2項に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第IV種優先株式を決定する。</p> <p>(第IV種優先株主の議決権)</p> <p>⑤ 第IV種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>

旧	新
---	---

<p>(第IV種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>⑥ 1. 当社は、法令に定める場合を除き、第IV種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当社は、第IV種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>(第IV種優先株式の取得請求権)</p> <p>⑦ 第IV種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という）中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第IV種優先株式を取得すると引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>(第IV種優先株式の一斉取得条項)</p> <p>⑧ 1. 前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第IV種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、第IV種優先株主に対し、第IV種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. この場合、当該平均値が、(1) 第IV種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2) 当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第IV種優先株式1株の払込金相当額を(1) の場合は当該上限取得価額で、(2) の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第16条 発行する各種の優先株式の優先配当金</p>	<p>(第IV種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>⑥ 1. 当社は、法令に定める場合を除き、第IV種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当社は、第IV種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>(第IV種優先株式の取得請求権)</p> <p>⑦ 第IV種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という）中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第IV種優先株式を取得すると引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>(第IV種優先株式の一斉取得条項)</p> <p>⑧ 1. 前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第IV種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、第IV種優先株主に対し、第IV種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. この場合、当該平均値が、(1) 第IV種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2) 当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第IV種優先株式1株の払込金相当額を(1) の場合は当該上限取得価額で、(2) の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第15条 発行する各種の優先株式の優先配当金</p>
--	--

旧	新
<p>ならびに残余財産の分配の支払順位は、 第Ⅲ種累積未払配当金を除き、同順位とする。</p> <p>第4章 株主総会 第17条～第23条 (条文の記載省略)</p> <p>(準用規定) 第24条 第19条、第22条および第23条の規定は、 種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第25条～第48条 (条文の記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(平成20年6月27日改正)</p>	<p>ならびに残余財産の分配の支払順位は、 第Ⅲ種累積未払配当金を除き、同順位とする。</p> <p>第4章 株主総会 第16条～第22条 (条数の変更。条文は現行どおり)</p> <p>(準用規定) 第23条 第18条、第21条および第22条の規定は、 種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第24条～第47条 (条数の変更。条文は現行どおり)</p> <p>(附則) 第1条 (経過規定) <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> ②前項および本項は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前項および本項を削るものとする。</p> <p>(平成21年6月26日改正)</p>